

骨子案文検討票

NO. 6 -

テ - マ 項目		災害から命を救う 応急活動と体制の整備	
骨子案内容	主語	文案	
	骨子案	県	(応急活動と体制の整備) 県は、地震が発生したときは、防災関係機関と連携して、人命の救助、救急、医療、消火活動、避難所の設置と運営、被災者への食料と飲料水の供給等(以下「応急活動」といいます。)を行います。この場合において、人命の救助に関連する活動を最優先に行います。
	県民	県民	県民は、一人でも多くの人命が救われるよう医療救護活動においてトリアージ(医師等が傷病者の緊急度や重症度により搬送や治療を行う優先順位をつけることをいいます。)に基づき救命できる可能性の高い者から優先して搬送や治療がされることをあらかじめ理解するとともに、地震が発生したときは医師等の判断に従わなければいけません。
	県	県	県は、地震が発生したときは、防災関係機関と連携して応急活動に必要な情報の収集に努めるとともに、収集した情報を報道機関等と連携して県民に提供します。
	県	県	県は、地震発生時に迅速かつ的確に応急活動を行うため、防災関係機関等と連携して、あらかじめ応急活動に必要な資機材、人員、土地等を確保するなど、応急活動体制の確立に努めます。
解説案	課題	南海地震による死者やけが人を減らすために、事前の予防対策とあわせて地震発生直後の迅速な対応が重要となります。阪神大震災においては、5時46分に発生した地震に対し、兵庫県庁では7時に災害対策本部を設置、8時30分に第1回災害対策本部会議を開催し、人命救助に最大の努力を行うことを指示したうえで、水・食料、毛布等の確保や医療体制の確保などの応急活動を行いました。この時、被災状況等の情報が必要ですが、最も被害の大きい地域からは応急対策に必要な情報が入らないといった傾向がありますので、積極的に情報を収集し、また県民に情報を伝える必要があります。 地震発生直後は人的・物的資源が限られていますが、阪神大震災では死亡者以外に負傷者が4万人以上発生したため、優先順位をつけて治療を行う必要がありました。南海地震においても、建物倒壊等により1万人以上の負傷者が発生すると想定しており(第2次高知県地震対策基礎調査 H16.3)、負傷者が死者とならないよう人命救助を最優先に行う必要があります。	
	対策案	避難・救出救助・医療・緊急物資調達・供給等の活動を円滑に行うための応急体制の整備 人命救助活動を最優先することへの理解を求める 応急救助のための情報 応急活動体制の整備	
関連事項	施行日	公布日・その他の日()	
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙・ <input checked="" type="radio"/> 県民WS <input checked="" type="radio"/> 検討会意見(No10ほか) <input checked="" type="radio"/> 過去の地震からの教訓 地域防災計画・地域目標・その他	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK 修正 他の対策に変更 テ - マからはずす 追加	
備考			
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 6 -

テ・マ項目		災害から命を救う 自主防災組織等の救助活動	
骨子案内容	主語	文案	
	自主防災組織・事業者等	(自主防災組織等の救助活動) 自主防災組織、事業者等は、地震が発生したときは、生き埋め者等の救出、負傷者の応急手当と搬送等(以下「救助活動」といいます。)を行うよう努めなければいけません。	
	自主防災組織・事業者等	自主防災組織、事業者等は、日頃から、救助活動のための資機材の整備と点検、救助活動に必要な知識や技術の習得に努めなければいけません。	
	骨子案 県	県は、地震発生時に自主防災組織、事業者等が被災者の救助に当たることができるよう 防災関係機関等と連携して、あらかじめ必要な支援に努めます。	
解説案	課題	阪神大震災において生き埋めや閉じこめられた際の救助については、自力で脱出した方が34.9%、家族に助けられた方が31.9%でしたが、次いで多いのは、友人や隣人等に救助してもらった30.7%となっており、公的機関による救助はわずか1.7%となっています。地震発生後3日を過ぎると、生存して救出される可能性が極めて低くなることが知られており、限られた時間の中では、公的機関による救助だけでは多くの方が命を失うのではないかと危惧されています。	
	対策案	自主防災組織等による救助活動 自主防災組織等による救助の事前準備 自主防災組織等による救助に対する支援	
関連事項	施行日	公布日・その他の日()	
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙・ <u>県民WS</u> ・ <u>検討会意見(NO5ほか)</u> ・ <u>過去の地震からの教訓</u> 地域防災計画・地域目標・その他	
会での協議	主な意見		
	協議結果	原案OK 修正 他の方策に変更 テ・マからはずす 追加	
備考			
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 6 -

テ - マ 項目		災害から命を救う 緊急輸送の確保
骨子案内容	主語	文案
	骨子案 県	(緊急輸送の確保) 県は、地震発生時に迅速な応急活動を実施するため、防災関係機関等と連携して、負傷者の搬送や応急活動に必要な人員と物資の輸送 (以下 緊急輸送」といいます。)の確保に努めます。
	骨子案 県民	県民は、緊急輸送などのために車両の通行規制が行われた道路では、規制に従わなければいけません。また、通行規制が行われていない道路であっても、救急車、消防車等の通行を妨げる可能性がある場合は、車両の使用を控えるよう努めなければいけません。
	骨子案 県	県は、緊急輸送を確保するため、防災関係機関等と連携して、あらかじめ地震発生時の交通規制の遵守等に関する啓発を行うとともに、地震が発生したときは交通規制が行われる路線等の情報の周知に努めます。
解説案	課題	阪神大震災では、鉄道のほぼ全面不通によるマイカー利用の増大と、救援物資の搬入や安否確認のための私的車両の被災地外からの大量流入などによって、幹線道路に車が集中し、発災後約 2 時間後から数ヶ月に渡って慢性的な交通渋滞が発生しました。そのため、広域応援の消防車両や災害派遣の要請を受けた自衛隊の車両などの被災地到着を大幅に遅らせ、神戸市の避難所への緊急物資配送にかかる時間が 3 ~ 6 倍にもなったと言われております(地震防災の事典 P374)。また、4 県共同地震・津波県民意識調査(H17.3)では、地震直後に避難する時に車を使うという高知県民は 11.9% 存在します。
	対策案	緊急輸送の確保(地域防災計画 (震) P41 県・市町村) 緊急輸送道路における交通制限への協力 緊急輸送に関する啓発等
関連事項	施行日	公布日・その他の日 ()
	規則の要否	要 (不要) (主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙 (県民WS)・検討会意見(NO8)・過去の地震からの教訓 地域防災計画・地域目標・その他
検討会での協議内容	主な意見	
	協議結果	原案 OK 修正 他の対策に変更・テ - マからはずす 追加
備考		
作成履歴	作成日	
	修正日	
	確定日	

骨子案文検討票

NO. 7 -

テ・マ・項目		被災者の生活を支える 復旧活動の実施	
骨子案	主語	文案	
	県	(復旧活動の実施) 県は、地震が発生したときは、早期に被災者の生活が安定するよう 防災関係機関等と連携して、被災者への情報提供、住宅の確保、保健衛生、心のケア、ライフライン(電気、通信、水道、ガス、下水道)や公共施設等の被災施設の復旧、学校教育の再開、社会秩序の維持等の対策(以下「復旧活動」といいます。)の実施に努めます。	
	県民	県民は、防災関係機関等が行う復旧活動に協力するとともに、被災後の生活においては、お互いが支え合い、助け合うよう努めなければいけません。	
解説案	課題	南海地震が発生した後は、直接身体等に被害を受けた県民のみならず、多くの県民が不自由な生活を強いられます。家屋の大破・焼失は約11万人、地震発生後1日の時点で約26万人の避難者が発生すると想定されています(第2次高知県地震対策基礎調査)。 ライフラインも被害を受け、阪神大震災では127万戸が断水し、応急復旧が終了したのは94日後、電気は260万戸が停電し代替措置で約1週間後に通電、本格復旧は14ヶ月後となっています。応急仮設住宅は累計で4万8300戸の発注がなされ、供与が終了したのは震災から5年後でした(災害救助法では、応急仮設住宅の供与期間は2年以内とされています)。この他様々な分野で復旧が必要となります。	
	対策案	復旧活動の実施 県民の、復旧活動への協力 復旧活動体制の準備・確立	
関連事項	施行日	公布日・その他の日()	
	規則の要否	要(不要)	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙(県民WS)・検討会意見(NO12ほか)・過去の地震からの教訓 地域防災計画(第3編第1章)・地域目標・その他	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK・修正・他の対策に変更・テ・マからはずす・追加	
備考			
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 7 -

テ・マ項目		被災者の生活を支える 災害ボランティア活動	
骨子案内容	主語	文案	
	県	(災害ボランティア活動) ボランティア活動の支援や調整を行う団体(以下「ボランティア支援団体」といいます。)は、地震発生時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようあらかじめボランティアコーディネーターの育成やボランティアの受入など必要な体制づくりを行うとともに、地震が発生したときはボランティア活動の支援や調整に努めるものとします。	
	県	県は、市町村と連携して、あらかじめボランティア支援団体の体制づくりを支援するとともに、地震が発生したときはボランティア支援団体の活動の支援に努めます。	
	県	県は、被災者への救援等に当たって技能や知識など専門性を有するボランティア(以下「専門ボランティア」といいます。)を活用するための体制をあらかじめ整備するとともに、地震が発生したときは専門ボランティアの効果的な活用に努めます。	
解説案	課題	阪神大震災では、地震発生後最初の1ヶ月間では1日平均約2万人のボランティアの方が避難所や炊き出し、地域活動等で活動し、1年間で延べ138万人もの方々が活動しました。高知県においても、98豪雨や西南豪雨の際には多くのボランティアの方が現地の復旧等の作業に携わりました。 また、被災住宅の応急危険度判定や医療など、応急対策を実施するため専門知識を必要とするものも多いですが、南海地震時には短期間に膨大な量の応急対策を実施する必要があるため、高知県内外の専門知識を持つ方の協力が必要となります。	
	対策案	ボランティア・ボランティアコーディネーターの養成 ボランティアの受入体制の整備 ボランティア活動への支援	
関連事項	施行日	公布日・その他の日()	
	規則の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 不要 <input type="radio"/>	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙・ <u>県民WS</u> ・ <u>検討会意見(NO18)</u> ・過去の地震からの教訓 地域防災計画・地域目標・その他	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK 修正 他の対策に変更・テ・マからはずす 追加	
備考			
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 8 -

テ・マ・項目		震災からの復興を進める 復興対策	
骨子案内容	主語	文案	
	骨子案	県	(復興対策) 県は、被災後、早期に県民の生活の再建や社会経済活動が再開できるよう 市町村等と連携して、速やかに復興計画を策定し、この復興計画に基づき対策を実施します。
	県	県	県は、復興計画の策定に当たって、県民が将来に希望を持って生活できるよう 住宅と雇用の確保、コミュニティの維持や形成を優先することとし、復興のあり方については県民と十分に協議し、合意形成を行うよう努めます。
県	県	県、県民、事業者等は、復興に当たっては、それぞれの役割を果たし、協働して取り組むとともに、震災の経験や教訓を活かして、災害に強い人、コミュニティ、まちづくりに寄与するよう努めなければいけません。	
解説案	課題	阪神大震災においては、色々な分野で復興に関する検討がされ、復興計画が作られました。また、東京都等、震災発生前に復興準備計画を作成し、震災発生後の速やかな復興を目指す地方自治体もあります。 しかし、高知県においては、現在まで復興についての取り組みはされておらず、これからの取り組みが必要な分野となっています。	
	対策案	復興計画の策定と実施 復興計画における重点事項 復興への取り組み	
関連事項	施行日	○ <u>公布日</u> ○その他の日 ()	
	規則の要否	要 ○ <u>不要</u>	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙 ○ <u>県民WS</u> ○ <u>検討会意見</u> ・過去の地震からの教訓 地域防災計画 ・地域目標 ・その他	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK 修正 他の対策に変更 ・テ・マからはずす 追加	
備考	「復興」という言葉は現在色々な所で使われているが、その定義は使う団体や人によりばらばら(事例 東京都、復興研究会、国語辞典等)。災害対策基本法にも復興という言葉は出てくるが、定義はされていない。		
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		